情報 かわら版

市のホームページにも情報を掲載しています。
http://www.city.makurazaki.kagoshima.jp/

健康カレンダー　9月10日～10月9日

日	曜	行事	時間	会場
9月				
10	土	市民健康教室	正午～15:45	市民会館
12	月	育児相談	受付9:00～11:30	健康センター
		複合健診	受付7:30～8:00	田布川公民館
13(火)~16(金)		複合健診	受付7:30～8:00	健康センター
15	木	子育てサロン	10:00～11:40	片平山公園駐車場
20	火	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	健康センター
20(火)~22(木)		複合健診	受付7:30～8:00	健康センター
26	月	初妊婦講座・母子健康手帳交付(第1子)	受付9:20～11:10頃終了	〃
27	火	３才児健診	受付13:05～13:30	〃
28	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
		健康クッキング教室	9:30～13:30	〃
29	木	２才児歯科健診	受付13:05～13:30	〃
30	金	5～6才児歯科健診	受付13:05～13:30	〃
10月				
3	月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	健康センター
5	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
6	木	乳児健診(3～4か月児)	受付13:05～13:30	健康センター

問合せ　健康センター　TEL72-７１７６

10月 1 日は国勢調査

日本に住む一人ひとりが、
この国の明日を担っている

国勢調査は、人口と世帯に関する最も基本的な統計調査で、大正９年（1920年）に第１回調査を行い、以来５年ごとに実施しています。

今回の国勢調査は、少子高齢化が進む中で我が国の人口・世帯の最新の実態を明らかにし、国民生活の向上に幅広く役立つ基礎的なデータを提供します。

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人が対象となります。

９月下旬から10月上旬にかけて、国勢調査員が皆さんのお宅へ、調査票の配布と受け取りにうかがいます。

国勢調査員をはじめとする調査関係者には、守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。

問合せ　企画調整課企画調整係
TEL７２-１１１１　内線２２５・２２６

人のうごき

平成17年７月１日現在

男性 11,917人 (-７)
女性 13,847人 (-10)
合計 25,764人 (-17)
世帯 11,240世帯 (-14)
(　)内は前月との比較

うぶごえ・おくやみ

7月16日～8月15日届出分

うぶごえ　健やかな成長をお祈りいたします。

氏名	保護者	住所
楠 竜弥(たつや)	剛	大塚南町
深木野 雄星(たけとし)	太洋	立神北町
中村 萌々(もも)	典昭	明和町
川野 羚(れい)	さとみ	泉町
福永 涼介(りょうすけ)	紀之	別府西町
上釜 北斗(ほくと)	勝二	高見町
新屋敷 風花(ふうか)	和樹	園見本町
永田 莉乃(りの)	真司	桜山町
道野 たまき	貴久	道野町
油井 美咲(みさき)	忠文	中央町
久保 優里(ゆうり)	剛	住吉町
原田 真生人(まきと)	勇生	平田町

おくやみ　ご冥福をお祈りいたします。

氏名	年齢	住所
板敷 フサ	74	宮田町
山神 アキ	83	宮田町
味園 甚藏	78	栄本町
小湊 義男	61	塩屋北町
小湊 隆二	42	塩屋南町
古木 利子	66	大塚南町
板元 義盛	75	板敷本町
安樂 ウル	78	寿町
四元 良子	72	宮田町
萩原 サミ	70	岩戸町
田畑 悟	82	立神本町
今門 スミ	94	桜山東町
家弓 フミ子	92	金山町
井上 鉄一	88	宮前町
牛山 論	82	中央町
茶屋道 キクエ	90	新町
篠原 ミヨ子	74	明和町
久保 常市	98	若葉町
横峯 ヤ千代	92	真茅
上竹 サエ	84	妙見町
四元 忠己	76	汐見町
宮路 チル	85	真茅
白澤 辰二	70	西白沢
早川 ハツ子	85	火之神町
新屋敷 清行	84	旭町
上釜 ヤヨ	77	岩崎町
國見 たづ子	86	折口町
篭原 末内	82	妙見町
中原 タル	62	国見町

問合せ　市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

国民年金のお知らせ

年金受給者の皆さんへ こんなときは届出を

年金受給者の皆さん、届出忘れはありませんか？届け出忘れがあると、年金の大事なお知らせが届かなかったり、年金の受け取りが遅くなったりすることがあります。

■住所が変わったとき

「住所変更届」を社会保険事務所へ提出してください。

※地番の変更の場合も届出が必要です。

■年金を受け取る金融機関や口座を変えたとき

「支払機関変更届」を社会保険事務所へ提出してください。

※変更の手続きが完了するまでに若干の時間がかかるため、これまで使っていた口座に再度振り込まれてしまうことがあります。このときにその口座が解約されていると、年金の振込みができず、新しい口座に振り込まれるまでに相当の日数がかかります。新しい口座に年金が振り込まれるのを確認するまで、これまで使っていた口座は解約しないでおいてください。

複数の年金（例えば「老齢基礎年金と遺族厚生年金」など）を受けている方が住所変更を行う場合は、ひとつの年金の届出で他の年金の住所についても変更します。ただし、共済組合から支給される年金については、共済組合へも届出が必要になります。（共済組合の場合は様式が異なりますので、各共済組合へお問い合わせください。）

なお、金融機関や口座の変更がある場合には、それぞれの年金について届出が必要になります。

受給資格期間が足りないときは任意加入しましょう

老齢基礎年金を受け取るためには、国民年金保険料を納めた期間・保険料免除期間・若年者納付猶予期間・学生納付特例期間・合算対象期間の合計が25年（300月）以上必要となりますが、この期間が足りない場合、また25年以上の期間はあるものの未納などの期間があり満額の老齢基礎年金が受け取れない場合は、60歳から65歳の間、希望により国民年金に任意加入することで、年金を受け取ることができるようにしたり、年金額を満額に近づけたりすることができます。

また、昭和40年４月１日以前に生まれた方は、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない場合に限り、さらに65歳から70歳まで任意加入することができます。

申請は、60歳になってから市町村の国民年金担当窓口へ。申請した月から加入できます。

付加保険料で年金額を増やしましょう

国民年金第１号被保険者および任意加入被保険者の方は、定額保険料（平成17年度は13，580円）に加えて付加保険料400円を納めると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

次のことにご注意ください。

・月々の定額保険料（平成17年度は13，580円）を納めることが条件です。（納付期限は翌月末です）

・保険料免除となった方はご利用いただけません。

・国民年金第３号被保険者はご利用いただけません。

・国民年金基金に加入されている方はご利用いただけません。

・付加保険料は全額社会保険料控除対象です。

・付加年金の受給金額は、定額のため物価スライド(増額・減額)しません。

受け取る付加年金の年額は、200円×付加保険料納付月数となります。

付加保険料を１年払うと４，800円ですが、受け取る付加年金額は１年で２，400円です。２年間受給すると支払った金額と同額になり、お得です。

年金ミニ講座

Q　平成17年度の免除申請から、手続きが簡素化されると聞きましたが、どのような内容でしょうか？
また、同じ年度内に、資格を喪失したり、再取得した場合はどうなりますか。

A　申請全額免除及び若年者納付猶予に係る手続きが７月１日から簡素化されました。その目的は、前年度申請全額免除者の約６割が翌年度も全額申請免除になっているという実態を踏まえ、その申請手続きに係る負担軽減を図るとともに、手続き勧奨等の事務の簡素化を図るというものです。

具体的には、申請全額免除及び若年者納付猶予申請者について、翌年度以降引き続き申請することを本人があらかじめ申し出た場合に、翌年度以降の申請書の提出を省略するものです。ただし、免除等に該当するかどうかの要件審査は毎年社会保険庁が行い、審査結果を通知いたします。

今般の措置は、あくまでも免除等の承認期間が終了した後、引き続く期間について免除等を希望する場合に申請書の提出を不要とするものです。第１号被保険者でなくなった時点において免除承認も終了することになるため、第１号被保険者資格を再取得した場合は、改めて免除の申請が必要となります。